

# 国立大学法人大分大学経済学部門人事連絡協議会細則

平成28年12月28日制定  
平成28年細則第39号

## (趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人大分大学経済学部門教員選考規程（平成28年規程第89号）第12条の規定により、経済学部門（以下「部門」という。）における人事に関する事項について、企画、連絡及び調整を行い、関係事務を円滑に遂行するために設置する国立大学法人大分大学経済学部門人事連絡協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定める。

## (構成)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 部門長
- (2) 学科長
- (3) メジャーの教員 各2人

2 前項第3号の委員は、国立大学法人大分大学経済学部門人事会議の議に基づき、部門長が指名する。

## (任期)

第3条 前条第1項第3号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長)

第4条 協議会に委員長を置き、部門長をもって充てる。

- 2 委員長は、協議会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

## (会議)

第5条 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 委員長は、部門における人事に係る事項についてやむを得ない事態が発生したときは、その措置を決定し、事後、協議会の承諾を求めるものとする。

## (議事の特例)

第6条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより協議会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

- 2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した者とする。
- 3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の協議会において報告しなければならない。

## (事務)

第7条 協議会に関する事務は、経済学部事務部総務係において処理する。

## (雑則)

第8条 この細則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、部門長が別に定める。

## 附 則

この細則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（令和3年経済学部門細則第1号）  
この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年経済学部門細則第1号）  
この細則は、令和6年4月1日から施行する。